

境界と匪賊

——一九世紀中國・ベトナム間における「越境」と清朝—阮朝關係——

望 月 直 人

はじめに

第一章 小潮

(一) 趙應龍

(二) 越境捜査の拒否

(三) 逃亡先としてのベトナム

第二章 聚隆

第三章 向義幫

おわりに

はじめに

一九世紀後半、東アジア地域では、中國の清朝が、これまでのゆるやかな關係をあらため周邊地域・近隣諸國に介入を強める傾向が見られ、茂木敏夫はこの清朝の動きを「中華帝國の「近代」的再編」と位置づけた。^①近年では、岡本隆司に

より、國際法上の「屬國」・「保護」・「領土」といった概念が、清朝によって朝鮮・ベトナム・チベットへ適用されていく過程も明らかになっている。⁽²⁾ また、このような清朝の變化がフランスや日本の反撥を呼び戰爭に至ったことも、指摘されている。

一般的に、この再編の動きは歐米諸國や日本の周邊國侵出に對して清朝が反應したものと解釋されてきた。しかしながら、それでは説明できない事例もある。ベトナムをめぐる清朝とフランスの對立は、一八八〇年代のフランスによるベトナム北部出兵に對抗して、ベトナムに軍隊を派遣したために生じたとされてきた。しかしながら、実際には清朝軍のベトナム出兵は一八六〇年代末より行われており、この説明と合致しない。この點について、岡本隆司は、中國邊境における治安の惡化により、清朝軍の出兵が行われていたと指摘している。⁽³⁾

では、この治安の惡化はいかなる原因によるものであろうか。岡本は、「國境の概念・管理の缺如がまねく事態であった」と指摘しているものの、具體的な検討は行っていない。ただ、先行研究の成果に鑑みると、詳細な検討が必要のよう⁽⁴⁾に思われる。というのも、中國王朝は傳統的に「中外」の境界を強く意識しており、清朝も彼らが「屬國」とみなす國々との境界を明確に意識していたとされる。⁽⁵⁾ 實際に、雲南省・廣西省・廣東省とベトナムとの境界には、人々の往來を管理・規制するための關隘が多數設けられた。⁽⁶⁾ また、一七九一（乾隆五十六・光中四）年に中國・ベトナム間を往來する商人を管理するための章程を制定するにあたり、兩廣總督福康安は、

ただ、鑛山に住む移住民には良民もいればならず者もおります。今通商を始めるに際しまして懸念いたしますのは、内地の商人がひとたび當地に赴いたなら、同郷者を訪ねる、あるいは手紙を持ち歸るなどと口實をつけて、密かに鑛山に入り込み、行ったり來たりするうちに、資本を出し合つて採掘を行うようになり、結びつきを強め、問題を起すようになることで、これを豫防せぬわけには參りません。⁽⁶⁾

と、華人坑夫と華人商人が結託して不測の事態を招く可能性を指摘している。さらに、清朝の關津律では、不法越境を防

げなかった場合に官員が「失察處分」を受けることになっていた。⁽⁷⁾

また、「ベトナム人の觀念」においても、「截然定分在天書」とか「山川之封域既殊」といった言葉に示されるように、ベトナムの存在を守るための境界が厳然と存在⁽⁸⁾していたとされる。すでに嶋尾稔が明らかにしているように、阮朝も「疆界」は「截然」であるという觀念のもと、境界の管理に意を用いていた⁽⁹⁾。清朝も阮朝も、地域を跨いだ人の往來によって生じうる治安悪化を豫測して境界管理上の方策を講じていたのである。

このように、王朝の皇帝や官僚たちは中國・ベトナム間の人の往來から生じるリスクを考慮せぬほど無思慮だったわけではない。しかしながら、東アジアの歴史はしたたかな「民」や冒險的な「匪」の活躍によって彩られてきた。こうした「民」や「匪」は、國家のつくる政策や制度を逆手にとって活動することもしばしばである。とすれば、王朝と「民」・「匪」のせめぎ合いを検討しないことには、一九世紀半ばの中國からベトナムにまたがる治安の悪化も十分に理解できないであろう。

すでに豊岡康史は、一五世紀以降に中國とベトナムの間には慣習的な「國境」が存在したと指摘し、一八世紀末から一九世紀初頭にかけての清朝による海賊とりしまりを事例にあげてこれを實證している。⁽¹⁰⁾「中越國境」の存在ゆえに、清朝はベトナム内にある海賊の據點を攻撃できず、これが海賊の活動に有利に作用したわけである。

また、豊岡に對しては、伏見嶽志・鹽出浩之が、「清朝自身が「越境」して取り締まる可能性はなかったのか」という問いを發している。⁽¹¹⁾筆者は、この指摘は重要であると考ええる。先にも言及したように、邊境における治安悪化から清朝はベトナムに派兵していた。この派兵は、具體的には、一八六〇年代末にベトナムへ逃げ込んだ「匪」を清朝軍が追いかけて「越境」し、これが清佛戦争まで繼續されたものである。清朝軍がベトナムへ「越境」するに至るまでの歴史的経緯を考察する必要がある。伏見嶽志・鹽出浩之はまた、前近代の「中越國境」と「主權國家の國境との共通點と相違點は、もっと掘り下げて考察する」必要性を指摘している。中國・ベトナム間の境界を跨いだ「匪」の活動を検討することは、

この指摘に答える手掛かりを與えてくれる可能性がある。

以上の問題意識から、本稿は、一八二〇年代から五〇年代にかけて、中國・ベトナム間の境界を跨いだ「匪」の活動と清朝・阮朝の官員の對應をとりあげ、この境界の性質について検討したいと考える。なお、本稿においては、主權國家間の國境と同一視されることで實態の把握を妨げる可能性があることから、ひとまず前近代における國家間の境界を「國境」ではなく「境界」と表記する。また、年代表記は基本的に西曆とし、適宜中國・ベトナム王朝の年號を示す。

第一章 小 潮

(一) 趙應龍

一八二八(道光八・明命九)年、雲南省南部で反亂計劃が摘發された。首謀者は、ベトナムの小潮という土地に居住していた趙應龍という出自のよくわからない人物で、本人は河南省の趙姓と自稱していたものの、その言葉には「楚音」すなわち湖北・湖南の訛りが混じっていたという。彼は「文章が書けず、好んで大口を叩いたとされる。逮捕者・手配者に親族らしい人物の名が見当たらないことから、寄る邊ない身の上だったのであろう。彼は、小潮で僧侶をしていたものの、後に還俗した。還俗後、彼は小潮で教書を生業としていた李映川と知り合い、昵懇となる。一八二七年の中國曆八月、小潮の人々が趙應龍の兩腕にある青い痣を「高貴なしるし(貴相)」であるとして彼を持ち上げたことから、趙應龍は王者の末裔を自稱し、組織を立ち上げる決意をする。李映川も彼に同心し、小潮さらには雲南省開化府で配下を集め勢力の擴大を目指す。

趙應龍はまず小潮で、彼や李映川と親密な關係にあった楊仲林を仲間に入れ、その楊仲林が曾老三・羅金品に「結拜入夥」を求めて「脅從」させる。その後、李映川と楊仲林が開化府に移り、「客籍」つまり移民の勧誘を行う。その際、大

黑箐にいた楊仲林の縁戚で四川出身の梁應富をまず仲間に取り入れた。そして、梁應富の「工人」であった王増科も加入させる。さらに、梁應富が年始回りのため四川出身者が多い蘇子箐に赴く機会を捉え、趙應龍もこれに同行し、戚登雲を仲間とした。また、たまたま戚登雲の妻が趙氏であることから、趙應龍は趙氏に自分の姉であると認めさせた。さらに隣家の關盛榮・梁應先も脅しつけて仲間とする。このほか、王増科が出身地と思われる臨安府蒙自に戻って王増中や表兄の陳大中を勧誘した。ただ、この王増科の勧誘は不首尾に終わった。

趙應龍の一黨は、小潮で加入した楊仲林を介して開化府の四川出身者の移民社會にわたりをつけ、加入者が各々の親類・縁者を勧誘するなどして、比較的速やかに組織網を擴大している。しかし、趙應龍や彼の仲間には抜きんでた才能があったようには見えない。彼らは、勧誘の際に李映川の起草した「誥書」を相手に示しており、手勢集めの重要なツールとしている。しかし、この「誥書」は、

古に、天下は天下の天下であって一人が私する天下ではない、と言う。興っては滅ぶのが國家の常である。忠義を盡くし、力をいたすのは、古今に通じる道理である。あわれなわたくし小子は、落ちぶれたからには、敕語を發さねばならない。天下の志士・仁人・大丈夫というものは、雌伏するくらいならば雄飛するものだろう。豪傑の士とは朝廷を目指すもので、山林で一生を終えるわけにはいかないものだ。伊尹が湯王を助け天下を平定し、呂尙が武王を助けとこしなえに四海を静めた例にならない、歴史に名を残し、後世に受け継がれる大業をうちたてようとするだろう。古人が先に行ったのに、今の人が後に同じ道筋をたどれないのだろうか。今わたくしと志を同じくする者はどこにも溢れていることだろうから、必ずや天を支える大人物が、激動の世の柱石となってくれるであろう。しかし、ひとまずのところ龍も蛇も混じり合い、玉石混交の状態である。もし王室を助け、國土を平定し、わたしに忠義を盡くす意志のある者ならば、この者も大きな恩徳ある人、大きな勳功ある人であって、わたしは決して忘れまいぞ。ゆえにここに特に手紙を書いて、兄弟たちに訓諭して、英雄や豪傑を募り、兵士や武器を揃え、秋が来るのを待っている。蹶起

のときはすでに決まっているのだから、知らせが届いたならただちに実行せよ。つつしみたまえ。違うなかれ。とくに事實であることを記す。

證として詩を記す

蛟龍大海に出で 縁ありて九重に上る

同に凌霄の志を奮い 直に斗牛の宮に奔らん

天運戊子二月中旬 趙應龍、記す⁽¹²⁾

という内容で、とても格調高い文章とは言えない。開化府や臨安府は、何らかの蜂起の企てがあればこれに同調する人々で溢れていたのであろう。

では、趙應龍や李映川が住んでいた小潮とはどのような土地であったのだろうか。管見の限り、小潮という地名は、『大南一統志』や『同慶（御覽）地輿誌』といったベトナムの地理書には確認できない。また、中國の地理書などにも、その名は見えない。このため筆者は、正確な位置を特定できていない。⁽¹³⁾しかしながら、雲貴總督阮元の附片から、小潮について情報を得ることができる。

考えますに越南國の小潮地方は、市場町で、内地との境界に近接して、貿易が始まってより、中外で取引される貿易品が當地に集まっております。ベトナムは都龍と水尾州に土官を置いておりますが、それらとは距離がござい⁽¹⁴⁾ます。

この文章から、都龍すなわち聚隆のある宣光省もしくは水尾州のある興化省に存在した市場町であったと推測される。⁽¹⁵⁾また、渭川州堡目阮世署が趙應龍の逮捕・引渡を任されていることから、興化省渭川州内にあった可能性が高い。

一七世紀から一九世紀にかけて東南アジアでは、華人による貿易・鑛山開發の發展が見られた。⁽¹⁶⁾北圻（ベトナム北部）でも、同じ時期に鑛山開發が進み、やはり華人が大きな役割を擔った。また、鑛山開發は内陸部の商業や中國・ベトナム

趙應龍一黨の活動は擧兵前に清朝官憲の察知するところとなり、李映川ら主要なメンバーは逮捕された。⁽²¹⁾ しかし、首謀者の趙應龍は、手勢集めのため小潮に戻っていたことから難を免れた。このため開化府および開化鎮は、趙應龍の逮捕のため、小潮に捕役を差し向けた。

⑳ 見える。雲南・ベトナム邊境の商業鎮が犯罪や反亂計劃の温床となっていたことをよく窺えよう。

(二) 越境捜査の拒否

間の貿易を促した。一九世紀前半にはベトナム内陸の關稅徵收額は、沿岸港灣都市のそれを上回っており、北圻の内陸部における經濟的繁榮が垣間見える。⁽¹⁷⁾ 阮朝の側でも、このような經濟潮流を財政基盤の一つとしていく。一八〇二年にベトナムを統一した阮朝は、華人による鑛業・商業活動を獎勵して鑛稅・關稅の増收を圖るとともに、稅の銀納化を進めている。⁽¹⁸⁾ なかでも、武内房司が明らかにしているように、聚隆を含むベトナム邊境では、一八世紀以降の鑛山開發ブームの影響下で、貿易が發展し、數多くの市場町が生まれていた。⁽¹⁹⁾ 小潮も、この經濟的活況によって生まれた、比較的新しい邊境の市場町であつたと考えられる。

阮元の附片には、「當地は貿易を行う土地で人口が絶えず増減するので、匪賊の潛伏は避けがたいものです」という文言も



しかし、雲南省當局の前には大きな壁が立ちはだかった。すでに陳文によって取り上げられているように、清朝官憲による越境捜査は、阮朝・明命帝の強固な反撥を招いた。⁽²²⁾ 明命帝は、

天下の悪に違いないのだから、逃亡犯が高跳びしたのなら、當然に逮捕せねばならぬ。しかし、領域の境界は南北を截然と區切っている（封疆界限南北截然）のだから、どうしてこのように侵入してよいものか。本件を小事だからとして不問に付すのなら、邊防を嚴格にする筋が立つまい。宣光鎮から雲南諸府に對して「今後清人がベトナムに逃亡したならば、わが邊境の官吏に通知すべきであり、わが邊境の官吏が代わりに逮捕し引渡すので、越境してはならない」と通知すべきである。⁽²³⁾

と上諭を下し、清朝の越境捜査を拒否する姿勢を明確にしている。

雲貴總督阮元の奏摺・附片は、越境捜査について言及しているものの、阮朝との間に齟齬を生じたことは記されていない。阮元は、開化府・開化鎮が、

この二か月ほど、たびたび小潮の諸地區に人を遣つて調査いたしました。當地は貿易を行う土地で人口が絶えず増減するので、匪賊の潜伏は避けがたいものです。ただ市場は手狭で、風土病がとてひどく、商店は數百戸・數十戸といった形で散らばっており、目下平靜を保っております。土官の阮世署は、開化鎮・開化府の檄文を受領するにあつて、非常につましく誠實でした。現在山の奥や深い森のあちこちで首謀者趙應龍を搜索しており、たとえ犯罪者がいたとしても、このように精力的な捜査を前にすれば、跡を絶つことでしょう。土官にもう一度檄文を送り、彼が随時みずから夷人の家々をあらためるようにさせ、内地の匪賊が逃げ込んだとしても、ただちに彼に逮捕させ引渡させれば、中外の邊境は平穩になりましょう。このうえ國王に照會をして調査させるようなことはせず、煩を避けていただきますように。⁽²⁴⁾

と報告してきたとのみ記す。また、阮元の奏上を受けた道光帝も、この處置を「處理は妥當である」とし、「功を焦つて

紛争を起す舉動にはまってはならぬ」と命じている。⁽²⁵⁾ こうして清朝は、阮朝との摩擦を回避する方針を取り、趙應龍の追跡を事實上斷念した。

これ以後、阮朝は清朝の越境捜査を拒否する方針を堅持していく。趙應龍の越境捜査の翌年、清朝と阮朝の間で猛梭・豊收の領有をめぐる紛争が発生した。明命帝は、「南北」の「疆界」は「截然」と區切られているという地理觀念を押し出して、清朝と對峙した。⁽²⁶⁾ この一件ではまた、越境捜査も引き合いに出されている。阮朝刑部は明命帝の下問に對して「こちらとあちらでは、それぞれ管轄がある。たとえ問いたださねばならぬ他國の犯罪者がいるにせよ、管轄者に通知して拘留・引渡をすべきである」として、清朝官員の活動を不當とする見解を示した。⁽²⁷⁾

このち明命帝は、海賊の取り締まりについても清朝による越境捜査を退けている。明命帝の後をついだ紹治帝もこの方針を引き繼いだ。一八四三（道光二十三・紹治三）年、廣西省太平府から越境捜査の要望があつたが、紹治帝は禮部の進言に從い、これを拒否している。『大南寔錄』は、その経緯を次のように記述している。

清國太平府の捕弁が【軍官ら一六人を連れて】重慶府に至り、逃亡犯の共同捜査を求めたので、高平省は皇帝に事情を報告した。帝は本件について禮部に下問し、禮部は「道光九年に雲南の開化・廣南の鎮府が宣光省・興化省に通知して逃亡犯の逮捕を求めてきた際には、人をベトナムに派遣して追跡・逮捕することはなかった。道光十一年に太平府が人を派遣して公文を送り届けさせ、北城ハクイを通じて刁允安の一件について問い合せてきたが、北城總鎮は例に外れると考え、彼らを諒山省に回して歸國させた。これまで清朝が人を派遣して追跡・逮捕した事案はない。」と奏上した。帝は「邦交には原則がある、今般太平府が人を派遣して越境捜査させるとするのは例に外れる。」と仰せになり、諒山省にその旨を返答させ、派遣されてきた人員を出國させた。⁽²⁸⁾

【】は割注。

さらに、紹治帝が編纂を始め、嗣德帝の時代に完成した『欽定大南會典事例』は、趙應龍の「越境拿犯」の一件を採録している。⁽³⁰⁾ つまり、一八二八年の越境捜査の拒否は、阮朝當局者にとって、踏襲すべき行政上の前例となつたわけである。

(三) 逃亡先としてのベトナム

上述のように、阮朝は清朝による越境捜査を拒み続けた。しかし、阮朝當局は、趙應龍の捜査を引き継ぎ李映川の息子李榮甲と李榮丙を逮捕・引渡したものの、趙應龍の行方はつかめなかった。⁽³¹⁾ すなわち、趙應龍は境界によって清朝官憲の追跡を振り切り、逮捕を免れることとなった。

このように、中國とベトナムの境界は、清朝當局が犯罪者や反徒の捜査を行ううえで障礙となっていた。ただ、各省の境界地帯なども匪賊の據點になりやすい。逃亡の成功だけでは、中國とベトナムの境界が各省間の境界と異なるとは言い難い。しかしながら、同時期の諸事例は、中國とベトナムの境界が各省間の境界よりも捜査・逮捕を免れやすいことを示している。

例えば、「内地」での潜伏は困難と見てベトナムの小潮を屈指した王士林という人物がいる。彼は湖北省嘉魚縣の出身で、貴州省古州廳において兵士となったが、罪を犯して軍を追放され、一八二七年に古州の廢寺で扶鸞信仰の結社を組織して活動するようになった。しかし、邪教として官憲の取り締まりを受けたことから、信徒たちにベトナムで王位に就くという神託を受けたと説明し、雲南省經由でベトナムに入ろうとした。彼は、ベトナムと隣接する臨安府まで難なくたどり着いたものの、そこで『三國志演義』に着想を得て「受命於天、既壽永昌」の八文字を刻んだ石の玉璽の製造を石匠に依頼した。これを訝った石匠は知り合いの生員に相談し、この生員が當局に通報したため、王士林は捕縛された。⁽³²⁾

さて王士林は、貴州省古州廳より遙々ベトナムを目指した。その動機について、王士林の供述に基づき、阮元は以下のように説明している。

(道光七年) 七月(中國曆) になって古州廳による捜査・取り締まりがあり、王士林は内地で暮らすことができないと心配し、以前に(一味の) 徐敖が、小潮地方では漢人や夷人が混在し、國王の子弟を騙る人物が支配して利益を得て

いる、と話していたことを思い出し、雲南に逃げ、小潮に潜入して事を起こそうと考えたのです。⁽³³⁾

清朝中國と阮朝ベトナムの境界は、明らかに「内地」にある各省の境界よりも清朝官憲の行動を制約するものであったと見てよい。

また、一八二九（道光九・明命十）年に甘肅省で、歐陽大亮なる人物が反亂を企てたかどで逮捕された。この時、甘肅省當局は歐陽大亮が趙應龍ではないかと疑い、雲南省に照會している。⁽³⁴⁾ 同じ一八二九年に貴州省で、趙應龍手配の觸書を目にした者が商賣敵の歇店を誣告するという事件も起きている。⁽³⁵⁾ これらの事件から、清朝各省當局は趙應龍の捜査において十分に連携が取れていたとわかる。

そして、この年さらに、趙應龍の一件に觸發されたと見られる、一碗水教信徒による事件が四川省で發生している。⁽³⁶⁾ 一碗水教とは、陶月三が雲南省開化府で始めた宗教である。陶月三は、四川省南川縣出身で、商賣のため貴州省に逗留した際、呪術によって人々の病を癒し、一碗水教を始めた。一碗水教の名は、彼が呪術の際に清水を入れたお碗を用いることに因む。やがて、陶月三は雲南省開化府の山地に居を移し、當地に住む四川省出身の移民たちに布教を行った。そこに、陶月三と同じ南川縣出身である韋紹閑が、お碗を賣るため開化府にやってきた。彼は現地で陶月三や一碗水教の存在を知り入信する。しかし、その後に先述の王士林および趙應龍の事件が起こり、官府の取り締まりが強化された。このため、韋紹閑は陶月三に、四川省南川縣に移動し、そこで布教と掠奪による資金集めを行うように提案した。陶月三がこの提案を危険として断つたことから、韋紹閑は信徒仲間、羅聲甫らと南川縣に戻って、そこで自ら布教を行い、掠奪をはたらいた。その後、官軍によって羅聲甫は逮捕・處刑され、韋紹閑は逃亡している。陶月三は、韋紹閑や羅聲甫の活動に加擔しなかつたものの、計劃を知っていながら通報しなかつたとして、絞首刑の判決を受けた。

さて、反亂を起こすにあたり、一碗水教徒は、形勢不利な場合には小潮へ退避するつもりであった。事件の處理にあつた四川總督戴三錫は、韋紹閑が陶月三に南川縣への移轉を提案した経緯について、次のように説明している。

道光八年七月（中國曆）中、南川縣の民韋紹閑がお碗を賣りに開化府へやってきて、陶月三と昵懇になった。彼は陶月三が一碗水教をやっていると知って、その祕法の學習を望み、陶月三も了承し、その符呪の方法を傳授し、韋紹閑は謝禮として一〇〇〇文支拂った。韋紹閑は、傳授された教えはありがたいものであるが、雲南省開化府は貧困で、入信する人も少なく、なおかつ開化府安平縣などの地では趙應龍・王士林反亂事件の主要メンバーの取り締まりが厳しいことから、多數の信者を募るときつと官憲に察知されてしまうので、彼と一緒に四川省南川縣に移って布教を行うとした。さらに、官兵の取り締まりを受け、抵抗が難しいようならば、ベトナムの小潮地方に逃れて身を隠すとした⁽³⁷⁾。陶月三・韋紹閑・羅聲甫ら一碗水教徒と趙應龍の間に、接點はなかつたとされる⁽³⁸⁾。韋紹閑の開化府來訪の時期から見ても、趙應龍・王士林の事件が發覺してから、計劃が練られたと見てよい。さらに、逮捕された一碗水教徒は、

韋紹閑は、開化府にいた時に、當地（開化府）がベトナムの小潮地方と接していて、その小潮は趙應龍が押さえようとしており、もし官兵に太刀打ちできない場合、小潮に逐電すれば、官兵は追跡・逮捕できないと聞いていた。⁽³⁹⁾と供述している。ここから、趙應龍の事件に觸發されて、小潮への退避を計劃に盛り込んだとわかる。「疆界」が「截然」と分かれているとする阮朝が清朝當局による趙應龍の越境捜査を阻んだことで、一碗水教徒は反亂失敗時の逃亡先を見出だしたと考えられる。

第二章 聚隆

先にも觸れた聚隆（都龍）は、鑛山町として有名であるほか、一七二六（雍正四・保泰七）年より二八年にかけて、清朝とベトナム黎朝の間で歸屬をめぐる紛争が起きたことでも知られる。この紛争の結果、清朝と黎朝はそれぞれ委員を派遣し、賭呪河の南北兩岸に一つずつ「界碑」を建てている。⁽⁴⁰⁾

もとより、「界碑」は清朝と黎朝の間で設置されたものであるが、「阮朝もその保全に意を用いている。一八三二（道光十二・明命十三）年・一八四三（道光二十三・紹治三）年に風化のため倒壊した際には、明命帝と紹治帝の命によって修復された。⁽⁴¹⁾「疆界」は「截然」と分かれていると考える阮朝にとって、聚隆は象徴的な土地であったと考えられる。⁽⁴²⁾

阮朝時代の聚隆は聚隆・聚成・聚仁・聚義・聚和・聚美の六社が集まって聚隆總を形成していた。一八二〇（道光十・明命九）年より宣光鎮から宣慰同知一名が派遣され、土目と共同統治を行った。また、一八三五年の邊境統治制度の改革によって、渭川州は渭川縣と永綏縣に再編されるが、その際に聚隆は永綏縣に所屬している。また、軍事據點として聚隆堡が設けられ、駐防兵もおかれていた。⁽⁴³⁾一八四三年の界碑修復の際、紹治帝は「引き続き近くから聚隆堡の兵および當地の社民を徴發して、常に界碑を保護させ、清人の侵入を許さず、境界を明示せよ」と上諭を下しており、界碑の保全も聚隆堡に駐在する兵士の責務となっている。⁽⁴⁴⁾

また、聚隆の銀山・銅山は、開發のピークは一八世紀だったものの、阮朝治下においても生産が續けられ、一八〇二（嘉慶七・嘉隆元）年に黃峯筆なる人物が嘉隆帝から聚隆鑛山の開發を任されている。⁽⁴⁵⁾また、黎朝時代から、聚隆鑛山では多くの華人が坑夫として働いていた。⁽⁴⁶⁾阮朝の編纂した地誌『同慶地輿誌』には、「聚隆の銅山や芳渡の河楊鋪には、従前清人が多く移住して商賣を行い、相當にぎわっていた」と記されている。⁽⁴⁷⁾さらに、鑛山開發にもなって商業も發展したようである。『（民國）馬關縣志』に収録されている「都龍銅廠記」は、「嘉慶・道光年間、聚隆銅山の産出量は豊富で、坑夫も數千人に達しており、居住者が市場を營み、きらびやかな廟があった」と、一九世紀前半の聚隆の繁榮を傳えている。⁽⁴⁸⁾さらに、阮朝朝廷と雲南省の清朝官員の文書の往來は聚隆の官廳を経由することになっていた。⁽⁴⁹⁾聚隆は、清朝の侵入を阻む軍事的要衝であるとともに、華人を迎え入れる玄關口であり、雲南省當局との交渉窓口だったのである。

その聚隆に關聯して、一八五一（咸豐元・嗣德四）年、清朝と阮朝を巻き込んだ事件が起こっている。デーヴィスの研究によれば、事件の顛末は以下のようなものである。⁽⁵⁰⁾聚隆居住の華人が宣光省内を通行する華人商人を襲撃したため、雲

南省開化府は越境捜査を行った。ところが、越境捜査に赴いた清朝の兵士田文藻が、聚和社で殺害されてしまう。そこで開化府は阮朝當局に詰問の文書を送り、最終的に阮朝當局の捜査によって殺害犯が逮捕もしくは自殺に追い込まれたことで決着したという。

しかしながら、清朝側に残された史料を見ると、上記とは異なる事件の姿が浮かび上がる。取り上げる史料は、當時雲貴總督であった吳文鎔の文集に採録されている二つの文書——「批開化府稟越南國移交殺死兵丁凶犯韋以長等審辦由（以下、批①）」・「批開化鎮府會稟馬白盜匪現辦情形由（以下、批②）」——である。この二文書は、開化府・開化鎮からの稟文に對して、吳文鎔が返答した批文である。⁵¹⁾

では、批①・批②から読み取れる事件像は、デーヴィスの論述と何が違うのか。この二つの文章によれば、一八五一年の中國曆四月に馬白關一帯で掠奪事件が起こり、開化鎮が鎮壓のため部隊を送ったが、匪賊は官兵を殺害してベトナムに逃走したという。⁵²⁾つまり、事件は宣光省内ではなく、雲南省内で起こっていたのである。さらに、二史料からは、犯人引渡をめぐり開化府・開化鎮と宣光省の間で對立が生じていたこと、開化府・開化鎮と雲貴總督の間で責任轉嫁の應酬が繰り返されていたこと、を見て取れる。

犯人のベトナム逃亡後、開化知府は宣光省の布政使・按察使に通知して逃亡犯の引渡を求めた。これに對して、宣光省は韋以長・陸小沅を引渡したが、逃亡犯はそのほかにも存在した。また、宣光省は「内地の匪賊が内地を掠奪し、内地の匪賊が内地の兵士を殺害したのであり、盧文盛が盜賊を匿い贓物の分前にあずかっているということはまったくない」として、阮朝領内の人物との關聯を否定する。しかしながら開化府は、韋以長・陸小沅の口から、聚隆總の該總（總の首長）の職位にあったとみられる盧文盛という人物が匪賊を庇護して分前を得ているとの供述を得た。そこで、開化府は、あらためて宣光省に詰問の文書を送ることとなった。さらに、開化知府は上述の經緯を雲貴總督吳文鎔に報告し、指示を仰ぐ。これに對する吳文鎔の批文が批①である。

吳文鎔は、まず阮朝當局が聚隆との關聯を否定したことについて、

本部堂が思うに、彼らは言い逃れをしているわけでも、盧文盛を庇い立てしているわけでもないのだろう。ただ、盧文盛は宣光布政使・按察使（「布按官」）の部下なので、盜賊を匿い贓物の分前をもらっている事實があったならば、布按官は失察（監督不行き届き）の責任を免れがたく、ゆえにくだんの言葉で國王を煙に巻き、當方に返答するしかなかったであろう。これは内地の衙門が胥吏・差役に對する訴えを「竝びに其の事なし、應に議を庸いること母かるべし。」として審理を終えてしまうのと同じ弊害だ。⁽⁵³⁾

と、「内地の衙門」を引き合いに出しつつ、阮朝官員に對して同情的な見方を示している。そのうえで、彼は次のような指示を出した。

いまお前たちが正當かつ嚴格に再度宣光布政使・按察使に文書を送って調査させたからには、彼らがこちらの要求にしたがって處理できたならば甚だよい。返答もせず調査もせずじまい、それで盧文盛を聚龍の該總に戻したとの情報があったなら、開化府などはすぐさま各犯の供述した盧文盛の贓物受領・盜賊庇護に關する箇所を抜き出して、單にまとめ、この件についてしたためた文書を宣光布政使・按察使に送って「證據はこのように確實である、貴司がなお調査しないなら、我らはすぐに事實を上役に申し上げ、越南國王に照會して、調査させる。それに現在内地の警備が嚴密であるので、匪賊はベトナムに侵入しようとしませんが、將來は内地の匪賊が外地を掠奪し、内地の匪賊が外地の兵士を殺害することとなる。その際に貴官らは後悔すまいぞ。」などと書いて、彼らがどのような返答をするか待つ。結局のところ、盧文盛という犯罪者については、該布按官が處罰を承諾するにせよ、そして彼らが處罰を執行できるにせよ、我が方が介入することは困難であるが、盧文盛を邊境の聚龍總から引き離し、別にまっとうな人物を聚龍總に赴任させて、盜賊の根源を絶ち盜賊の根據地を一掃することは必要である。これが本案の落着點だ。⁽⁵⁴⁾

しかしながら、その後の數か月間、交渉に進展は見られなかった。この間にも、雲南・ベトナム邊境の狀況は悪化の一途

をたどる。開化知府は開化鎮總兵と聯名で吳文鎔に稟文を送り、

盜賊は内地を掠奪した後、ベトナム領内に逃げ込み潜伏するが、當地の首長・頭目は分け前を得て盜賊を庇護し、わが方の兵士・捕役は境界を越えて逮捕に向かうことができないので、盜賊がますます増えてしまう結果になっている。⁽⁵⁵⁾と状況を説明した。官兵がベトナムとの境界を越えられず、犯罪者がベトナム側で庇護されていることから、掠奪に拍車がかかっていたことが窺える。稟文内で開化知府・開化鎮總兵は阮朝との共同捜査を吳文鎔に提案していたが、吳文鎔はこれに反対する返答を送った。この返答が批⁽⁵⁶⁾である。彼はまず、開化府・開化鎮の初期の不手際を厳しく批判する。

地方が深刻な騷亂に陥っているのに、従前のんきに構えて災いの種を蒔いた責任は引き受けず、現今の盜賊討伐と良民保護の責任も引き受けけないとは、心得違いも甚だしく、「盜賊がますます増えてしまう」理由がわかっていない。

盜賊がまだ少ない時分に、どうして開化鎮・開化府は見ないふり聞こえないふりをして、早期に盜賊の討伐を考えなかったであろうか。手だてがあっても行わず、取り締まるべくして傍觀したのに、なお事件が外藩に關係すると言い逃れできるのでは、一體どうしたものやら。⁽⁵⁶⁾

そのうえで、開化府・開化鎮の共同捜査案に次のように反論する。

稟を讀み進めて「盜賊の根城を一掃するにも、外域^{ベトナム}と共同して村々を逐一掃討・逮捕するのしなければ、根絶やしにできません」という文章に行き當たった。これで開化府・開化鎮に端から盜賊取り締まりを行う意志のないことがわかった。彼らはただただ對處不可能であると辯明して、力の施しようがないと逃げ、巧みに保身を確實なものとするとは、心得違いも甚だしい。考えても見たまえ。盜賊の領外への逃亡は、單に在地の首長・頭目が盜賊と通じて分前を得ているだけではなく、外域^{ベトナム}では官員も半数以上は愚劣な者で、盜賊を匿い贓物を貪るのは逃れがたい。どうして我々と共同で捜査を行うことに同意しようか。かの地では官員が都龍に派遣されて本件を調査していることから、匪賊逮捕の協力を求めたところ、たちまち「わが國の上役に報告してから、ご要望に沿って處理する。」と言い逃れを

してきたあたり、盗賊を匿い贓物を貪る彼らの心づもりが言葉に現れている。夷人の村落の全ての家が賊の根城になつてゐるわけもなく、村々を逐一捜査すれば、良民と悪人を一緒くたにしてしまうことになる。たとえ外域ベトナムと共同するにせよ、本當に紛争を引き起こすことになるのではないかと危惧する。⁽⁵⁷⁾

しかし、吳文鎔に代案があつたわけではない。吳文鎔の指示は、開化府・開化鎮が兵丁のほか現地勇丁も招集して盗賊を包圍殲滅するというものに過ぎない。吳文鎔は「この方法が一度實行され、ひとたび成果をあげたなら、他に盗賊がいるにせよ、このことを耳にして、みな遠くへと逃げ出すはずだ。どうして地方の不穩に苦惱し、外域ベトナムとの協力に期待するか。」と述べる。⁽⁵⁸⁾しかし、この月並みな戦術に本氣で効果を期待しているとは思えない。吳文鎔は、

ただ開化鎮・開化府が今のようにごまかすと責任轉嫁をして、やつてゐるのかやつていないのかわからない状態のままならば、おそらく盗賊は日を追つて増え、外域ベトナムはますます放置し、問題は長期化・簇出し、紛争を引き起こすことになる。影響は重大であろう。⁽⁵⁹⁾

と、批文をしめくくつており、やはり開化府・開化鎮に責任を押しつけた格好になつてゐる。

こののち、先述のように、清兵の田文藻らが「越境拏犯」を強行、田文藻が殺害されてしまう。吳文鎔の煮え切らぬ態度に、開化府・開化鎮もしくは現場がしびれを切らしたのであるうか。いずれにせよ、田文藻の殺害を受けて、「開化府理刑廳」の「李臬」なる者が「聚隆は匪賊の根城になつてゐるが、駐防の軍官や該總は彼らを庇護して悪さをするにまかせてゐる」と非難の文書を宣光省に送つた。⁽⁶⁰⁾事態の緊迫化に直面して、宣光巡撫阮德權が急遽捜査に乗り出す。田文藻殺害犯のうち、陸小保は自害、唐小麻は開化府の官員に引渡された。その一方、阮德權は「田文藻が越境捜査をするにあつては文書で知らせてこず、自業自得です」と奏上して、阮朝の禮部に雲南省當局への返書を起草するように要望し、嗣德帝もこれを了とした。⁽⁶¹⁾

以上のように、吳文鎔の批文から、聚隆が境界を逆用した「匪」の據點になつてゐたことを看取できる。ところがデー

ヴィスの論述では、聚隆の集團が宣光省内で追いはぎをしていたことになっている。では、この差異はなぜ生じているのであろうか。デーヴィスの依據した史料は阮朝硃本——具體的には宣光省官員から嗣德帝への奏上や六部など中央官廳への咨文——である。宣光省官員は、雲南省とベトナムを跨いだ掠奪行為に目をつぶって清朝側からの越境捜査を招く羽目になったため、國內の事件に偽装したと推測される。

では、宣光省官員は、なぜ雲南省とベトナムを跨いだ掠奪行為を庇ったのであろうか。聚隆鑛山から産出された赤銅は、宣光省を通じて河内通寶局に送られ、そこで銅錢の鑄造に用いられていた。⁽⁶²⁾ また、阮朝時代の關稅は、一般的に銀もしくは銅錢が徴收されていたが、宣光省芳渡社の平涇關では赤銅が徴收されており、聚隆の影響力の大きさが窺われる。⁽⁶³⁾ また、一般に、阮朝官員は鑛山から副収入を得ていたようである。一八八〇年代に出版された英書は、諸鑛山が「ベトナム政府に生産高に照らして計算された相當な額の使用料」を納めたうえ、さらに「地方官に強請された莫大な賄賂」を支拂っていたとしている。⁽⁶⁴⁾ 加えて、宣光省官員は聚隆銅山の稅滯納に聯帶責任を求められる可能性があった。一八二九年に明命帝は、滯納銅稅二萬斤について、請負人と「客長」二八名の財産を沒收して滯納分に充當したうえで、殘額を宣光鎮官員に清算させている。⁽⁶⁵⁾

一八五一年の捜査により、聚隆鑛山の銅生産に支障が生じている。『大南寔錄』は、

聚隆銅鑛が元來滯納している銅稅【九萬八〇〇斤】の再延期を許す。當年に清朝の通知によつて逃亡犯を逮捕し、坑夫が多數逃亡したためである。⁽⁶⁶⁾

と記している。記事は簡潔だが、ここから聚隆銅山の華人坑夫たちは雲南省への越境掠奪に關與していたと推察される。宣光省の官員は、鑛山開發への打撃を慮り、捜査に及び腰だったのであろう。

もちろん清朝と阮朝は、人々の往來を管理しなければ社會不安を醸成することになると承知していた。境界上での身元調査の制度も、逃亡犯を引渡す慣行もつとに存在しており、阮朝當局は陸路もしくは海路でたびたび「解犯」すなわち犯

罪者の引渡を行っていた。⁽⁶⁷⁾

しかしながら、一八世紀以來、中國・ベトナム邊境は海陸ともに密貿易や「私越」が横行していた。そもそも清朝は華人坑夫のベトナムへの出國を禁じており、ベトナムにおける鑛山開發は華人の不法越境者に頼っていたことになる。そして、このような華人坑夫が騷亂を引き起こした例も少なくない。一八世紀、送星銀山の華人坑夫は械鬪や反亂への参加など、當時の黎朝にとって思わしくない事態を引き起こしていた。⁽⁶⁸⁾ また、一八三三（道光十三・明命十四）年に起きた農文雲の亂に多數の華人坑夫が参加していたことも、ヴーや岡田雅志によって指摘されている。⁽⁶⁹⁾ ウッドサイドがとりあげているように、農文雲の亂の後、署海安總督阮公著は一時的に鑛山を閉鎖して華人坑夫を國外追放するよう、明命帝に提案した。⁽⁷⁰⁾ しかし、明命帝は次のように述べて、この提案を退けた。

鑛山開發の清人をすべて歸國させることで惡の芽を摘むという要請については、金山の些細な利益は朝廷も執着するものではないが、外國の貧民は鑛山をよすがとしている。もし謀反を企てたとしたなら、通常どおり刑罰が下されるようになっているのだ、どうして彼らが事を起こさないうちにこれを豫防しようとして、彼らをにわか追放できようか。⁽⁷¹⁾

もとより「些細な利益」に拘泥するわけではないと強調しているが、それがかえって、明命帝が鑛山の生み出す利益を意識していたことを浮き彫りにしている。阮朝は、ベトナムにやってくる華人のもたらす利益と社會不安の板挟みになっていたと言えよう。

第三章 向義幫

一八五〇年前後より、廣東省や廣西省からベトナムへの華人武装集團の侵入が相次ぐようになる。なかでも一八五一（咸豐元・嗣德四）年にベトナムへ侵入した李大昌・黃二晩・劉仕英を首領とする廣義堂・大勝堂・德勝堂二〇〇〇人は、

奇襲によって阮朝の官軍を破り、指揮官の阮鐸・阮壽紀・枚英俊を敗死させた。この敗北を受けて、阮朝は廣義堂・大勝堂・徳勝堂に對して歸順政策を取る。三堂は「向義幫」の名の下に再編され、幫長李大昌、正管幫黎達記、副管幫李三益を幹部として、諒山省で金鑛・銀鑛の採掘と商業によって生計を立てることを許され、かわりに治安維持に協力することとなった。⁽⁷²⁾

阮朝が彼らの歸順を許した背景としては、第一に他の華人集團を抑えるため彼らの武力を利用してやうとしたことが擧げられる。劉仕英らは、阮朝軍の反亂鎮壓に協力し、しばしば武功を立てた。しかしながら、やはり阮朝は向義幫に編入された華人を鑛山開發にも利用している。「清地匪目」の李正清の一黨が投降した際、阮朝は彼らを向義幫の傘下に置くとともに、その「從黨」を鉛鑛山に割り當てた。⁽⁷⁴⁾ また、向義幫の正管幫に任じられた黎達記は、多賀良寛が觸れているように、鑛山開發や貨幣鑄造に關わった華人商人であった。⁽⁷⁵⁾ 達記はおそらく商號であろう。『大南寔録』は、この黎達記に關わる、以下のような記事も採録している。

清商の關衡記・黎達記【もともと太原鉛鑛山の開發と徵税を請け負っていた】らに亞鉛錢の鑄造を許可した。彼らが亞鉛錢の鑄造を願ひ出た當初、陛下は鉛税の未納が多額【一八萬八七〇〇斤】であることから許可せず、阮廷賓に處置を檢討させ、太原省の亞鉛鑛山を視察させた。ここに廷賓が關衡記に亞鉛錢を鑄造させたところ、艶がよく、本朝の工匠が作った鉛錢よりも優れているので、鑄造の實施を奏請した。未納の鉛税を期限【本年より來年三月まで】内に完済したなら鑄造を許し、年ごとに得られる亞鉛を一〇等分して、四割を官に納めさせ代金を拂って買い取り、六割は太原省城に運ばせて亞鉛錢を鑄造させるといふもので、許可された。⁽⁷⁶⁾

この記事で鉛錢を試作しているのは關衡記であるが、黎達記もまた鑛山開發や貨幣鑄造のノウハウを有していたと考えられる。實のところ、黎達記は一八五四年に向義幫構成員の起こした不祥事の責任を追及され、副管幫の李三益とともに、中國への追放處分を受けた。⁽⁷⁷⁾ ところがその翌年、黎達記は他一名とともに太原省の鉛鑛および海陽省の炭鑛の採掘を願ひ

出て許可されている⁽⁷⁸⁾。鑛山開發や貨幣鑄造の必要から、阮朝は黎達記の追放處分を早々に解いたものと考えられる。

當時、阮朝は貨幣鑄造のために鉛・亜鉛鑛山の開發を進めており、一八五三（咸豐三・嗣德六）年には河寧總督林維浹が監督を命じられていた⁽⁷⁹⁾。一八五四年には「清商鑄錢稅例」が改訂され、亜鉛現物と鑄造錢の納稅比率が、五・五から三・七に變更されており、このような錢貨供給の強化を志向した政策方針も、阮朝が三堂の歸順を認めた背景にあるのだ⁽⁸⁰⁾ろう。

しかし、こうした阮朝の鑛山開發や貨幣鑄造の重視は、治安上のリスクを伴うものであった。廣義堂・大勝堂・德勝堂の歸順を許可するにあたり、張登桂・武春謹・武文解・何維藩・鄧文添・陳文忠・魏克循ら阮朝重臣は、嗣德帝に對して、まして諒山省の祿平の地域で鑛山を開かせ商店を設けさせたなら、これから仲間が日々増えて、統制が行き届きにくくなりますし、彼らは資産もないので、また昔の癖が出て、邊民が被害を受けることになりましょう、これではうまく對處したとは言えません⁽⁸¹⁾。

という懸念を口にしてている。當時、鑛山開發を隠れ蓑に手勢を集め、阮朝の脅威になる「清人」も出てきていた。一八五五年、ベトナム北部の視察から戻った禮部員外郎阮璠は、次のように報告している。

山西省の金明鑛山について、清人胡楚記らはもともと「坑夫は二〇名程度集めるだけで、銀による納稅は八兩足らずとする」と述べていましたが、かえって亂暴者を一〇〇〇人あまりも集め、要害の地を押さえ、當地の間で朝廷にたてつく者も取り込んで、まことに厄介です⁽⁸²⁾。

また、向義幫の構成員は廣西省や廣東省の武裝組織とのネットワークを維持したようである。廣西省で反亂鎮壓にあたった蘇鳳文の編纂した『堂匪總錄』では、一八五一年に阮朝に歸順した黃二晩は「吳凌雲の舊黨」と記されている⁽⁸³⁾。吳凌雲とは、一八五〇年代に廣西省西部で「全勝堂」を結成して反亂を起こし、一八六一（咸豐十一・嗣德十四）年に「延陵國」を樹立した人物である。「延陵國」は、若き日の劉永福が参加したことで知られる。

また『堂匪總録』の黃蘭の傳には、次のような記述がある。

黃蘭・陳姓【陳七】・譚鎔・張世英【張十六】・朱晚・黃四はいずれも廣東省欽州の人で、黃二晩の一味である。咸豐の末年に龍州に侵入し、當初は彬橋・惟頭・下凍を據點とし、ベトナムの通馘・牧馬・平留・坑陽などの地にも手勢を振り分け、相互に應援できる犄角の形勢をつくった。⁽⁸⁴⁾

この記述から、黃二晩の一味である黃蘭が、廣西省・廣東省・ベトナムを跨ぐネットワークを擁していたとわかる。

そして一八六四（同治三・嗣徳十七）年、ベトナムの諒山省・高平省・北寧省では華人武装集團による騷亂が起った。二年後に阮朝は「匪」の歸順を許可することとなるが、それに關する『大南寔録』の記事には、騷亂を主導した者の名前が示されている。

（經略寧・太・諒・平等道の）武仲平と（海安軍次參贊軍務の）范芝香は、密かに洛陽屯の阮高嶠らに要所を封鎖させて、内には防備を嚴にし、外には餘裕を見せたので、匪賊が掠奪しても成果に乏しく、徒黨は多く食糧は少なく、文書を寄こして降伏を申し出たので、それで阮登護を派遣し匪目の劉士英【もと三堂の一味、前經略大臣阮登楷の元僚屬、登護は登楷の子】を召し出して訊問してから、ようやく投降を許した。ここにおいて張觀邦・劉士英・黃忠和・吳和卿【すなわち吳鯤】らは陣に赴いて罪をみとめ諒山省城を返還した。⁽⁸⁵⁾

割註の説明から、「劉士英」は向義幫の「劉仕英」と見て間違いない。また、この華人集團は投降後に「向義團」と名づけられているが、これも向義幫に因むと考えられる。⁽⁸⁶⁾ 相當數の向義幫の構成員が、一八六四年から六六年にかけての騷亂に参加したと見てよい。また、この記事で「投降」した頭目に「吳和卿」という人物が含まれていることも重要である。彼は吳凌雲の息子、吳亞忠である。ここから、劉仕英らは延陵國の勢力と提携していたとわかる。

さらに、この騷亂において、華人武装集團は廣西省とベトナムの境界を逆用して阮朝の官軍を翻弄した。現地で指揮にあたった經略使武仲平は、一八六五年の上奏文の中で次のように述べている。

まして清國領と交錯していることから、司法が行き届かず、官兵が至れば匪賊は退いてしまい、越境して追跡するのは不都合、他地域からやってきた兵が長く留まっていられず、そして官兵が撤退すると匪賊はまたやってくるので、派兵は終わらないのです。⁽⁸⁷⁾

阮朝が華人集團の「投降」を許したのも、このような華人武装集團の戦術に手の施しようがなくなっていたためと考えられる。

そして一八六八（同治七・嗣徳二十一年）年、劉仕英は吳亞忠とともにみたび反旗を翻し、高平省城を占據のうえ諒山省にも侵攻した。⁽⁸⁸⁾これに對處するため、嗣徳帝は清朝への越境出兵の要請を決意する。一八六八年は阮朝が四年ごと邦交のため派遣していた如清使が出發する年にあつてゐた。阮朝は廣西巡撫宛の「越南國王」の咨文を作成し、これを如清使黎峻・阮思僩・黃竝に持たせた。この咨文から、境界を逆用する華人武装集團の對策として、阮朝が清朝への援兵を要請したとわかる。

この八、九年というものの、邊境ではあちらこちらに土匪が出現し、しばしば越境して掠奪し、⁽⁸⁹⁾邊民は困つており、わが國はたびたび兵勇を出して防戦しましたが、どうにも匪賊の行動はすばやく、時の經つほど勢力を増してあります。龍州や（上下）凍州はいずれも賊の根城となつていますので、賊と戦闘を行わせてはおりますが、邊吏も越境はためらつております。……ウサギはいくつも隠れる穴を持ち、ミミズクはつねに機を窺つて翼を廣げ四方を見回しているのです、據點をつぶし手薄なところを攻め、逆賊を混亂させてこそ、すみやかに首領のしるしをあげ、大きな成果をあげることができるのです。それに逆賊どもが除かれぬ日が續く限り、⁽⁹⁰⁾邊民にとつて安眠できぬ日が續くのです。境域は區劃され彼我は截然と分かれてゐるとはいえ、彼我ともに天朝の赤子でございます。

廣西省内に入った黎峻らは、一月一五日に南寧で廣西巡撫蘇鳳文と會い、彼に「越南國王」の咨文を渡した。⁽⁹⁰⁾

廣西省當局も、反徒の境界を跨いだ活動には手を焼いていた。蘇鳳文は、黎峻らとの會談に先立つ九月一〇日附の奏摺

において、

わたくしめが思いますに、各匪賊は中外の境界を越えて一、二里もしないところを逃げ場とし、入ったり出たりして、わが軍を牽制し、隙をついて騒動を起こす企みを思うがままとしております⁽⁹¹⁾。

と指摘し、越境出兵の必要性を説いている。彼らにとって、阮朝の要請は渡りに船であったと言える。蘇鳳文はすぐさま阮朝の要請について奏上、これに對して清朝朝廷は、

越南國王の咨文を見るに、彼が援軍を望む様子はまことに切實である。かの國は久しく藩封に名を聯ね、ますます恭順となつてきたというのに、内地の匪賊が邊境を騒がすというのでは、どうして遠人を懷かせるという朝廷の思いにかなうであろうか。⁽⁹²⁾

と上諭を下し、「藩封」の要請に應えるための越境出兵という名分が整つた。翌一八六九年のはじめ廣西提督馮子材率いる一萬の軍がベトナムに入り、一八八五年の清佛戰爭終結まで續く清朝軍のベトナム遠征が始まつた。

ただ嗣徳帝にとって、自國內での清朝軍による匪賊討伐は「下策」であつた。⁽⁹³⁾一八七〇（同治九・嗣徳二十三）年に嗣徳帝が下した上諭には、彼の感じていた口惜しさがにじみ出ている。

朕は國家經營と民衆の生活を考え、ゆえに將に命を下して出兵させ、三路より進軍させ、經略大臣を任じてこの出兵を手配させたのだが、思いがけぬことに彼らの措置は不適當で、座して事態の悪化を招き、そのたびに他國に援軍を頼む事態となり、國家の體面を損なうことが多かつた。⁽⁹⁴⁾

黄佐炎や陳廷肅といった阮朝の重臣も、清朝軍の「來援を望まず、ただただ出費がかさみ體面を損なうのを恐れ」ていた⁽⁹⁵⁾という。嗣徳帝とその重臣がこのように認識している以上、清朝への援兵依頼は阮朝にとり窮餘の策だつたことになる。境界を逆用する「匪」の活動が、阮朝をして「疆界」は「截然」としているという前提を放棄し、清朝軍を自國に引き入れる決斷に至らしめたと言えよう。

おわりに

以上、中國・ベトナム間の境界を跨いだ「匪」の活動と清朝・阮朝の官員の對應を検討してきた。そこから浮かび上がるのは、清朝も、阮朝も、境界を強く意識していたが、それぞれが想定・冀求していた境界の具體的内容は一致していなかったという實態である。境界が何を通して何を阻むのか、兩王朝の境界像は大きく食い違っていた。中國とベトナムの境界は、「匪」が官兵の捜査をかわす道具となったが、そのような事態を招いた根本的な原因の一つは、上述のような清朝と阮朝の境界像の齟齬とその放置である。

もとより雲南省には「貧しければ夷人の地にゆき、切羽詰まれば鑛山にゆく（窮走夷方、急走廠）」という俚諺⁽⁹⁶⁾がある。この言葉は、生活の糧を求めて雲南省など西南中國から非漢族地域や隣國へと向かう人々の奔流が存在したことを物語る。このたくましい人々の内に、犯罪や反亂の芽が生じるのは避けがたい。清朝も阮朝も、そのことはよく承知していた。そうでありながら清朝と阮朝が境界を跨いだ治安の悪化を抑制できなかつたのは、兩王朝の境界像の齟齬と利害關心の相違が、「匪」の側に有利に働いたことによる。

ベトナム歴代王朝は、とくに經濟面・財政面の必要から、積極的に華人を迎え入れた。一八世紀から一九世紀にかけてのベトナム北部における鑛山開發も、華人坑夫に負うところが大きい。また黎朝時代にフエを中心として廣南政權を樹立した阮朝の祖先にしても、多くの華人を迎えて勢力を築いた。ベトナムを統一した後も、「清國窮民」が「我が樂土に適く」との表現に端的に表れているように、阮朝は華人の移住を歓迎した。⁽⁹⁷⁾ただ、清朝は關津律や章程でベトナムの鑛山に華人が赴くことを厳しく制限していたが、阮朝は華人の商人・坑夫を鑛山開發に用い續けた。いきおい阮朝は、清朝の關津律に違反した華人越境者を多く抱え込むことになる。このような華人越境者には、天地會など自力救済の能力を備えた組織が不可欠だったことだろう。

その一方、繰り返し用いられていた「疆界」は「截然」であるという言葉から窺われるように、阮朝にとって、中國・ベトナムの境界は清朝の介入を防ぐものでもあった。明命帝や紹治帝は、清朝の越境捜査を明確に拒否している。これにより、重大な紛争の発生とそれに伴う責任追及を恐れ、清朝官員は事件の糊塗に汲々とせざるを得なかった。こうした清朝當局者の姿勢は、一八二九（道光九・明命十）年から三一年まで続いた境界紛争における、明命帝の發言によって指摘されている。

向こうがよこした文書を見るに、あれこれ説明しているが、なんとか面子を守ろうとする言葉にすぎぬ。そのうえ清國では邊防に關する處分が最も重いので、無理やり文節によつて僚屬をかばい、彼らが官吏懲戒の審議にかけられぬようにせざるを得ないのだ。⁽⁹⁸⁾

當該時期にアヘン密輸の取り締まりでも、「失察處分」の規定が清朝官員にとつて負擔となつていた。⁽⁹⁹⁾ 清朝の境界管理に關する法の規定は嚴格であつたが、それにより清朝官員はかえつて腰が引けたわけである。

さらに、一國の國境管理の能力には、自ずと限界がある。一八一―一九世紀のヨーロッパにおいて、犯罪者引渡條約の締結、もしくは密輸の抑制を企圖した禁制品・關稅率の交渉が繰り返されていたのは、その證左である。⁽¹⁰⁰⁾ しかしながら、對等の主權國家が並び立ち「勢力均衡」が掲げられた一七世紀以降のヨーロッパでは、國家間の合意を法的根據として重視した。そこでは、各國が國益を主張し合ひ、諸國の利害を調整して合意を條約の形でまとめ、條約の維持のため絶えず牽制し合うものとされた。また、國境管理を行う國家と國境を跨いで往來する人々は互ひを必要とし合う。國境管理の制度は、國境を跨いで往來する人々に、通行の安全や交際上の身元保證など諸々の便益を與える。他方、國家も様々な場面で各國を自由に行き來する人々を必要とする。諸國間における對抗と合意が國境を跨いで往來する人々の利害關心も包攝してゆき、實效性のある國境管理制度が生まれたのだろう。

しかし、清朝と阮朝の間では、利害對立を調整し合意を形成する制度や、合意を國家間の準則とする觀念が未發達で

あった。清朝は章程に基づいて境界管理を行っていたにしても、これは清朝當局者を拘束するものに過ぎず、阮朝との境界像のすり合わせを行っていない。清朝・阮朝雙方の禁制品の相違から生じた密貿易も増大の一途をたどったが、兩王朝は利害調整の場を設けなかった。⁽¹⁰⁾ すなわち、清朝・阮朝間の境界には隣國同士の合意が缺けており、これが條約によって劃定され管理される「主權國家の國境」との大きな相違点になっている。

こうして、清朝と阮朝は、厳格な境界管理を志向しながらこれに失敗した。本稿の冒頭で一部を紹介した、廣西巡撫福康安作成の一七九一（乾隆五十六・光中四）年の章程は、兵勇による關隘の守備を嚴格化することで、不法越境を取りしまるとしていた。⁽¹¹⁾ しかし、一八七〇（同治九・嗣德二十三）年に廣西巡撫蘇鳳文・廣西提督馮子材が奏上した「善後事宜」は、ただ、鎮安・太平の二府の管轄地域はベトナムの領域と入り組んでおり、いたるところで道がつかっており、泗城・南寧の二府や廣東省の欽州も國外と隣接していると道が多く、道も様々に分かれ出ていて、どこでも越境で、きるので、關隘だけで取り締まることはできず、中外が共同で嚴格に取り締まるのでなければ、越境者をなくすことはできません。⁽¹²⁾

として、阮朝當局との境界管理上の聯携強化を提言している。しかし、すでに阮朝の境界管理能力は失われており、この提言も實現できなかった。そのため、フランスがベトナム北部侵略を本格化させる一八八〇年代前半まで、清朝軍の越境活動が續くことになる。

註

(1) 茂木敏夫「中華世界の「近代」變容——清末の邊境支

配」溝口雄三ほか編『地域システム』（アジアから考える

二）東京大學出版會、一九九三年。

(2) 岡本隆司「屬國と自主のあいだ——近代清韓關係と東

アジアの命運」名古屋大學出版會、二〇〇四年。同『中國

の誕生——東アジアの近代外交と國家形成』名古屋大學出版

- 會、二〇一七年。
- (3) 岡本隆司『中國の誕生』二〇四頁。
- (4) 謝俊美『東亞世界與近代中國』上海人民出版社、二〇一一年、一四一頁。
- (5) 鈴木中正「黎朝後期の清との關係（二六八二—一八〇四）」（山本達郎編『ベトナム中國關係史——曲氏の抬頭から清佛戰爭まで』山川出版社、一九七五年）。武内房司「地方統治官と邊疆行政——一九世紀前半期、中國雲南・ベトナム西北邊疆社會を中心に」（山本英史編『東アジア海域叢書 近世の海域世界と地方統治』汲古書院、二〇一〇年）。
- (6) 『明清史料』（中央研究院歷史語言研究所、一九九九年）庚編第二本「禮部」爲内閣抄出兩廣總督福康安等奏「移會、乾隆五十六年六月二十一日。但場廠客民良歹不一、現值開關通市、誠恐內地商民、一至該處、或藉稱訪敍同鄉・帶回書信、因而潛入場廠、此往彼來、潛至合本開採、交通勾結、滋生事端、不可不防其漸。
- (7) 例えば、一八〇八年にベトナムで梁貴生という人物が殺人事件を起こした際には、彼の不法越境を阻止できなかった關隘の將兵が處罰されている（故宮博物院藏『宮中檔奏摺（嘉慶朝）』文獻番號四〇四〇—一五〇七、廣西巡撫恩長「奏聞審明內地民人梁貴生等私越邊隘出口聽從夷人劫殺按律辦理緣由」嘉慶十三年七月十二日）。
- (8) 古田元夫『ベトナムの世界史——中華世界から東南アジア世界へ』東京大學出版會、一九九五年、二七頁。桃木至朗『中世大越國家の成立と變容』大阪大學出版會、二〇一一年、一五七—一六八頁も參照。
- (9) 嶋尾稔「ベトナム阮朝の邊陲統治——ベトナム・中國國境沿海部の一知州による稟の檢討」（山本英史編『東アジア海域叢書 近世の海域世界と地方統治』汲古書院、二〇一〇年）。
- (10) 豐岡康史「清朝・ベトナム國境と越境する海賊」『歷史學研究』九六三、二〇一七年。華人海賊の活動については豐岡康史『海賊から見た清朝——一八一—一九世紀の南沙海、藤原書店、二〇一六年、を參照。
- (11) 伏見嶽志「鹽出浩之」二〇一七年度歷史學研究會大會報告批判「豐岡康史「清朝・ベトナム國境と越境する海賊」、鈴木英明「イギリス臣民」が作り出す不條理」、吉村貴之「近代のアルメニア人社會が包攝する「境界」」『歷史學研究』九六五、二〇一七年。
- (12) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一—三二、阮元「本件係呈送軍機處刻石篆寫逆詞之匪犯審明辦理一摺所起出逆詞抄件之咨文」道光八年七月初二日、附件「匪犯逆詞」。
- 古云、天下者天下之天下、非一人之天下也。廢興存亡、國家之常、盡忠報孝（效？）、古今之理。憫予小子、流落風塵、合行大誥。天下志士・仁人・大丈夫、寧爲雄飛、不爲雌伏。豪傑士志在廊廟、豈終山林。當效伊尹佐湯而保定萬方、子牙相武而永清四海、垂勳名於竹帛、建鴻業於奕禩。古人行之於前、而今人寧不能踵之於後哉。即今凡我同心所

- 在皆多、得無擎天之大材、堪作中流之砥柱。但一時龍蛇涵雜、玉石難分。若有志匡扶王室、取定江山、以爲我盡忠、是亦大恩德人、大功勳人、我寧忘之也耶。故茲特呈素書、勉諭弟兄、邀結英雄・傑士、整積兵丁・器械、待至秋後。約期已定、信到卽行。凜之、慎之、欽哉。母違。特具書是實。
- 有詩爲證。蛟龍出大海、有緣上九重。同奮凌霄志、直奔斗牛宮。天運戊子春二中浣、趙應龍 具書。
- (13) 強いて候補を挙げれば、字形の似ているものとして、宣光省水綏縣（一八二八年當時は宣光鎮渭川州）の小沔舖がある（『大南一統志』（西南師範大學出版社、二〇一五年）卷三二一、宣光省、市店）。なお、このような市場町の多くは「俗號」も持っている。
- (14) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二二「越南國之小潮地方與內地相連爲中外貿易會聚地現下該地安靜事」。査越南國之小潮地方、係一市場、與內地邊界接近、自通關貿易以來、中外賣買客貨會聚其間。該國設有土官駐都龍・水尾、相去窺遠。なお、この文書は執筆者・日附が不明だが、内容から考えて註(12)に引く阮元の奏摺の附片であろう。
- (15) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二二「越南國之小潮地方與內地相連爲中外貿易會聚地現下該地安靜事」。
- (16) A. Trocki, "Chinese Pioneering in Eighteenth-Century Southeast Asia", Anthony Reid (ed.), *The Last Stand of Asian Autonomies: Responses to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Korea, 1750-1900*, London: Macmillan Press, 1997.
- (17) 岡田雅志「世紀轉換期のインドシナ北部山地經濟と内陸開港地——「華人の世紀」との聯續性に注目して」（秋田茂編『大分岐』を超えて——アジアからみた一九世紀論再考）ミネルヴァ書房、二〇一八年）。吉川和希「一七世紀後半における北部ベトナムの内陸交易——諒山地域を中心に」『東方學』一三四、二〇一七年。Li Tana, "Between Mountains and the Sea: Trades in Early Nineteenth-Century Northern Vietnam", *Journal of Vietnamese Studies*, vol. 7, no. 2, 2012, pp. 67-86.
- (18) 多賀良寛「阮朝治下ベトナムにおける銀流通の構造」『史學雜誌』一三三、二〇一六年。
- (19) 武内房司「地方統治官と邊疆行政」。
- (20) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二二「越南國之小潮地方與內地相連爲中外貿易會聚地現下該地安靜事」。因貿易之地、人煙增減無定、難保無匪類潛踪。
- (21) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一三三一、雲貴總督阮元「奏報審辦滇省謀刻石篆竝寫造逆詞之匪犯」道光八年七月初二日。
- (22) 陳文「清代中越陸地邊境跨境問題管理（一六四四—一八四〇）」『中國歷史地理論叢』二〇一一年第一期。
- (23) 『大南寔錄』（慶應義塾大學言語文化研究所、一九六三年）正編第二紀卷五三「明命九年七月。天下之惡一也、逸

- 犯遠颺、固宜緝捕、然封疆界限南北截然、豈可如此撓越。若以小事、置之不問、將何以峻邊防、可令宣光移文雲南諸府、嗣有清人潛遁者、宜報我邊吏、爲之執送、毋得踰境。
- (24) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二二「越南國之小潮地方與內地相連爲中外貿易會聚地現下該地安靜事」兩月以來、屢遣人役往小潮各邊訪查。該處因貿易之地、人煙增減無定、難保無匪類潛踪。但市地褊陋、煙瘴甚重、舖戶散處、或數百戶、或數十戶不等。現在甚安靜。土官阮世署奉到鎮府檄文、甚爲恭敬急公。現向各遠山老林四路搜拿首逆、卽有匪人、經此振刷、亦當絕跡。以後祇須再檄土官、隨時自行清查夷戶、如有內地匪徒逃入、卽爲縛獻、則中外邊界已可靜肅。毋庸再行照會該國王查辦、以歸簡便。
- (25) 『大清宣宗成（道光）皇帝實錄』（華聯出版社、一九六四年）卷一四一、道光八年八月庚寅。
- (26) 『大南寔錄』正編第二紀卷六〇、明命九年七月の條。帝諭曰「南北疆界截然、豈得如是。……」。
- (27) 『大南寔錄』正編第二紀卷六七、明命十年五月の條。
- (28) 『大南寔錄』正編第二紀卷八三、明命十三年九月の條。
- (29) 『大南寔錄』正編第三紀卷二九、紹治三年三月の條。清國太平府捕弁「帶隨兵目十六人」抵重慶府、請協捕逸犯、高平以聞。帝問之禮部、奏言「道光九年雲南開廣鎮府移文宣興咨拿逃犯、原無差人追捕。道光十一年太平府差人自遞公文、由北城咨問刁允安事、當次總鎮覈其非例、轉交諒省解回。從前竝無派人追捕之案。」帝曰「邦交有典、在今太平府派越境捕犯非例也。」令諒山咨覆、送之出境。
- (30) 『欽定大南會典事例』（西南師範大學出版社、二〇一五年）卷一三一、禮部、邦交、申嚴疆案。
- (31) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二三、雲貴總督阮元「奏報審辦滇省謀刻石篆竝寫造逆詞之匪犯」道光八月初二日。故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六九一五「鈔錄越南國咨呈雲南督撫原文清單」（日附不明）。
- (32) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二三、雲貴總督阮元「奏報審辦滇省謀刻石篆竝寫造逆詞之匪犯」。なお、『雷塘庵主弟子記』（北京圖書出版社、二〇〇四年）によれば、上奏の日附は道光八年七月初二日である。
- (33) 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號〇六一二二三、雲貴總督阮元「奏報審辦滇省謀刻石篆竝寫造逆詞之匪犯」道光八年七月初二日。迨至七月經古州廳訪問查拿、王士林恐內地難以棲身、憶及徐放曾言及小潮地方、漢夷雜居、有人在彼假充國王子弟、盤踞得利之事、遂欲赴逃雲南潛入小潮圖事。
- (34) 『大清宣宗成（道光）皇帝實錄』卷一五七、道光九年六月丙寅。
- (35) 『刑案匯覽』（成文出版社、一九六八年）卷四六、刑律・訴訟・投匿名文書告人罪、貴州司、道光九年說帖。
- (36) 一碗水教信徒の騷擾事件については、神戸輝夫「清代後期の雲南回民運動について」『東洋史研究』一九一・三、一九七〇年。武内房司「中國民衆宗教的傳播及其在越南の本土化——漢喃研究院所藏諸經卷簡介」『清史研究』二〇

一〇年第一期を参照。

- (37) 『(道光) 遵義府志』(成文出版社、一九六八年) 卷四一、年紀三。至八年七月間、有南川縣民韋紹閑、因販碗前赴開化、與陶月三熟識。聞知陶月三有一碗水教、求向學習、陶月三應允、即將符咒傳授、韋紹閑給謝錢千文。韋紹閑因所傳之教雖好、惟滇省開化地方瘠苦、信服人少、且開化・安平等處、查拿趙應龍・王士林等案叛逆要犯嚴緊、若傳人衆多必被獲破。勸令陶月三與伊同至四川南川縣、傳徒斂錢。如斂錢無多、可以糾衆搶掠。倘被官兵查拿、難以抵敵、即逃赴越南小朝地方藏躲。本文では奏摺執筆者を四川總督とのみ記し氏名が缺失しているが、當時の四川總督は戴三錫である。
- (38) 『雷塘庵主弟子記』 卷六、道光九年七月の條。
- (39) 『大清宣宗成(道光) 皇帝實錄』 卷一五四、道光九年三月癸丑の條。竝稱「伊在開化、知該處與越南國小潮地方接界、聞得有趙應龍欲在小潮盤踞、儻不能抗拒官兵、即奔往小潮、官兵不至追捕。」
- (40) 鈴木中正「黎朝後期の清との關係(一六八二—一八一〇四)」。『大南寔錄』 正編第二紀卷七九、明命十三年三月の條。『欽定越史通鑑綱目』(臺北國立中央圖書館、一九六九年) 卷三七、黎裕宗保泰九年。『大南一統志』 卷三二、宣光省、古蹟も参照。
- (41) 『大南寔錄』 正編第二紀卷七九、明命十三年三月の條。『大南寔錄』 正編第二紀卷三五、紹治三年。『欽定大南會典事例』 卷一一一、禮部、邦交、申嚴疆索。
- (42) なお、清佛戰爭後の一八八七年に清佛間で締結された國境劃定條約である「中法續議界務專條」により、聚隆は都龍として中國領に「收回」され、今日に至っている。
- (43) 『欽定大南會典事例』 卷一七三、兵部、汛堡、汛堡通例。聚隆堡、管堡一、堡兵八、駐防兵六九。『大南一統志』 卷三二、宣光省、關汛。
- (44) 『欽定大南會典事例』 卷一一一、禮部、邦交、申嚴疆索。
- (45) 『大南寔錄』 正編第一紀卷一九、嘉隆元年十月。
- (46) Vũ Dương Lữ, "The Politics of Frontier Mining: Local Chieftains, Chinese Miners, and Upland Society in the Nong Van Vân Uprising in the Sino-Vietnamese Border Area (1833-1835)", *Cross-Currents E-Journal*, No. 11, 2014. 武内房司「地方統治官と邊疆行政」。
- (47) 『同慶地輿誌』 (Ngô Đức Thọ et al. eds., Hà Nội: The Gioi, 2003). 宣光省、安平府、永綏縣。聚隆之銅礦、芳渡之河楊(庸)、年前多清人投寓、商賈頗爲湊集。
- (48) 『(民國) 馬關縣志』(成文出版社、一九六七年) 卷一〇、雜類志之八、左進思「都龍銅廠記。當有清嘉道時代、產礦甚旺、鑛工達數千人、居民成市、廟宇輝煌。
- (49) 『大南寔錄』 正編第一期卷五七、嘉隆十七年六月の條。
- (50) Brady C. Davis, *States of Banditry: The Nguyen Government, Bandit Rule, and the Culture of Power in the Post-Tapping China - Vietnam Borderlands*, Washington University, ph. D. dissertation, 2008, p. 132.
- (51) 文書に開化鎮總兵・開化知府の姓名は出していない。ただ、

『吳文節公遺集』（文海出版社、一九六九年）卷三二「拏辦文山縣儂匪摺」から、咸豐元年八月當時、福陞が署開化鎮總兵、張恩溥が署開化知府の職にあつたことがわかる。通信相手はこの兩名と考えられる。

(52) 『吳文節公遺集』卷五五「批開化府稟越南國移交殺死兵丁凶犯韋以長等審辦由」。

(53) 『吳文節公遺集』卷五五「批開化府稟越南國移交殺死兵丁凶犯韋以長等審辦由」。至該國布按官以「內匪搶內地、內賊殺內兵、盧文盛竝無參盜分贓」等詞搪覆我處、即以此奏彼國王。本部堂意、其非狡辯也、亦非庇護盧文盛也。特以盧文盛係該布按官所屬、若坐實參盜分贓、該布按官必難免失察之咎、故不得不以此粉飾該國王、即不得不以此搪覆我處、亦如內地有司往往因書差被控、而多以「竝無其事、應毋庸議」訊結、同一病也。

(54) 『吳文節公遺集』卷五五「批開化府稟越南國移交殺死兵丁凶犯韋以長等審辦由」。現在該府等、既義正詞嚴復行移知該布按官查辦、能照辦甚善。儻竟不移覆、亦不查辦、仍有令盧文盛回聚龍總任之信、該府等即將各犯所供盧文盛如何得贓、如何窩庇之處節錄供詞、臚開一單、專文該布按官告知「證據如此確鑿、貴司如再不查辦、某等即據實稟明上憲、照會該國王、查辦矣。且現在內地巡緝嚴緊、匪徒不敢侵入、將來勢必內匪搶外地、內賊殺外兵。彼時貴司等毋自悔也。」云云、看伊如何登覆。總之、盧文盛一犯、該布按官肯治罪、能治罪、我處難於著力、必須調離邊界聚龍總、另換好人來辦、以絕盜根而清盜藪、是爲此案歸宿。

(55) 『吳文節公遺集』卷五七「批開化鎮府會稟馬白盜匪現辦情形由」。盜匪搶劫內地後、逃入交趾界內窩藏、該處土目又得贓包庇、我處兵役不能越界往拏、以致愈聚愈多。

(56) 『吳文節公遺集』卷五七「批開化鎮府會稟馬白盜匪現辦情形由」。地方糜爛、既不受前此悠忽貽患之咎、更不受目前剿辦安良之責、紕繆極矣、殊不思盜匪何以愈聚愈多。當其未多之時、該【鎮府】何以如響如饋、不早圖剿辦。有法而竝未施、應捕而自袖手、尙得諉卸於事涉外藩、無可如何耶。

(57) 『吳文節公遺集』卷五七「批開化鎮府會稟馬白盜匪現辦情形由」。閱至稟內「欲清盜源、非會同外域、挨寨剿捕、不能禁絕。」等語。乃知該【鎮府】本設心不肯捕盜、特託諸萬辦不到之一說、以自遁於力無可施之地、巧爲藏身之固、紕繆極矣。試思盜竄外域、不獨土目頭人串盜分肥、即外域之官、半多荒陋、庇盜禁賊均所難免、豈肯與我會同搜寨。至於彼地既有委員到都龍查辦事件、及飭以協力拏賊、即又以須稟明本國上司再行照辦推諉、庇盜貪贓情見乎詞矣。且夷寨中亦斷非家家窩賊、挨寨剿捕、勢將玉石不分。縱使會同外域、竊恐眞開邊釁矣。

(58) 『吳文節公遺集』卷五七「批開化鎮府會稟馬白盜匪現辦情形由」。此法止能一行、果能一次得手、縱有他盜、未有不聞而遠竄者。何憂地方之不靖、何待外域之會辦耶。

(59) 『吳文節公遺集』卷五七「批開廣鎮府會稟馬白盜匪現辦情形由」。第如該【鎮府】現在之粉飾推諉、似辦似不辦、恐盜日益多、外域益置之不理、病久患叢、邊釁且漸以釀成

矣。所關豈淺鮮哉。

- (60) 『大南寔錄』正編第四紀卷七、嗣德四年閏八月の條。聚隆爲匪徒淵藪、而駐防該總匪縱猖獗。「梟」は通常按察使を指すが、當時雲南按察使は崇綸である。この場合、開化府の刑房の擔當者を指すのであろうか。
- (61) 『大南寔錄』正編第四紀卷七、嗣德四年閏八月の條。
- (62) 『欽定大南會典事例』卷五三、戶部一八、錢法、辦銅鉛錫。
- (63) 『欽定大南會典事例』卷四九、戶部一四、關津一。
- (64) William Mesny, *Tungking, Hong kong, Noronha & Co.*, 1884, pp. 97-98.
- (65) 『欽定大南會典事例』卷四三、戶部、雜賦二、考成。
- (66) 『大南寔錄』正編第四紀卷七、嗣德四年十一月の條。準再展聚隆銅礦原缺銅稅【九萬八千斤】。以是年清國咨拿逃犯、礦夫多有散去故也。
- (67) 『欽定大南會典事例』卷一三一、禮部、邦交、解犯。孫宏年『清代中越宗藩關係研究』黑龍江教育出版社、二〇〇六年、二五五—二六一頁および三一—三二四頁も参照。
- (68) 鈴木中正『黎朝後期の清との關係（一六八二—一八〇四）』孫宏年『清代中越宗藩關係研究』、三一—三二四頁。
- (69) Vũ Dương Luhn, "The Politics of Frontier Mining", 岡田雅志「山に生える銃」（秋田茂・桃木至朗編『グローバル・ヒストリーと戰爭』大阪大學出版會、二〇一六年）。
- (70) A. Woodside, *Vietnam and the Chinese Model* — A *Comparative Study of Nguyen and Ch'ing Civil Government in the First Half of the Nineteenth Century*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1988, pp. 277-278.
- (71) 『大南寔錄』正編第二紀卷一一、明命十五年三月の條。若夫所請開礦清人盡逐回國以絕惡萌、則金礦錫之利、朝廷固所不屑、但外國窮民既賴此爲俯仰之助、若敢萌端異志、自有常刑、豈可逆防其未然、而遽逐之邪。
- (72) 『大南寔錄』正編第四紀卷七、嗣德四年十一月の條。
- (73) 『大南寔錄』正編第四紀卷一〇、嗣德七年三月の條。
- (74) 『大南寔錄』正編第四紀卷一〇、嗣德七年三月の條。
- (75) 多賀良寛「一九世紀ベトナムにおける鑄錢事業の展開」『東洋學報』九八—二、二〇一六年。
- (76) 『大南寔錄』正編第四紀卷一九、嗣德十一年八月の條。準清商關衡記・黎達記【原領徵開太原鉛礦】等鑄鉛錢。初該商願鑄鉛錢、帝以原缺鉛稅數多【十八萬八千七百斤】不許、命阮廷賓籌擬竝察勘太原鉛礦。至是廷賓使關衡記開煮、其色光好、比與本國工匠較勝、奏請施行。其原缺鉛、如能限內【自本年至次年三月】賠清、聽其煮辦。全年所得白鉛數千、分十成、四成納官給價、六成運往省城鑄錢、許之。
- (77) 『大南寔錄』正編第四紀卷一〇、嗣德七年五月の條。
- (78) 『大南寔錄』正編第四紀卷一六、嗣德十年三月の條。
- (79) 『大南寔錄』正編第四紀卷九、嗣德六年五月の條。同卷一、嗣德七年七月の條。
- (80) 『大南寔錄』正編第四紀卷一一、嗣德七年七月の條。
- (81) 『大南寔錄』正編第四紀卷七、嗣德四年十一月の條。況

又于祿平・安博地面、使之開礦立鋪、將來類聚日多、勢難一從而防範、彼徒手無資、不免復萌故態、邊民又受其害、豈計之得乎。

(82) 『大南寔錄』正編第四紀卷二一、嗣德八年二月の條。

山西金明礦清人胡楚記等原稱「募貨夫只二十名上下、受納銀稅不過八兩」、乃茲聚凶徒至一千餘、處險要之地、間以反側土民、誠爲不便。

(83) 『堂匪總錄』(古亭書屋、一九七五年)卷二一、「太平府屬堂匪」鄧佩錦の條。

(84) 『堂匪總錄』卷一一、「太平府屬堂匪」黃蘭の條。黃蘭・陳姓【即陳七】・譚銘・張世英【即張十六】・朱晚・黃四、皆廣東欽州人、黃二晚黨也。咸豐季年入龍州、初踞彬橋・惟頭・下凍、分住交夷之通衢・牧馬・平留・坑陽等處、互爲犄角。

(85) 『大南寔錄』正編第四紀卷三四、嗣德十九年三月の條。次臣武仲平・范芝香等密令洛陽屯阮高嶠等按要嚴截、內則嚴爲守備、外則示閒暇、由是匪黨攻掠所得無幾、夥多食絀、投書乞降、因遣阮登護催喚匪目劉士英【原三堂黨、前經略阮登楷舊屬、登護登楷之子】詰察之、乃許其降。至是張觀邦・劉士英・黃忠和・吳和卿【即吳鯤】等詣軍門服罪納還省城。

(86) 『大南正編列傳』二集、諸臣列傳二二、武仲平傳。

(87) 『大南寔錄』正編第四紀卷三二、嗣德十八年八月の條。況又沿夾清界、官法不行、兵至則匪退、不便越境窮追、客來之兵又不便久駐、撤去又來、派兵未能了事。

(88) 『大南寔錄』正編第四紀卷三八、嗣德二十一年二月の條。

(89) 阮思僩『燕輶筆錄』(越南漢文燕行文獻集成——越南所藏編)第一九冊、復旦大學出版社、二〇一〇年)葉一五一六「公文」同治七年七月初一日。八九年來、沿邊土匪竊發多處、間或越界擾掠、邊民苦之、本國節次兵勇堵剿、奈匪黨去來飄忽、日滋月蔓。龍・陳・帶、胥爲奸頑、飭經打伏仗、邊吏不敢越境。…兎營三窟、鴟張四顧、自非批根掃虛、使他首尾衝決、何以早戡戎首、肇敏膚功。且匪逆一日未除、則邊民未得一日安枕。郊畿申畫、彼此雖已截然、而彼此均依天朝赤子。譯文作成にあたっては、『征南輶略』(文海出版社、一九八八年)卷一に採録された、廣西巡撫蘇鳳文より廣西提督馮子材宛咨文(同治七年十月十六日)に同封の「越南國王原咨」も参照した。

(90) 黎峻・阮思僩・黃竝撰『如清日記』(越南漢文燕行文獻集成——越南所藏編)第一八冊)嗣德二十一年十月初二日の條。

(91) 『軍牘集要』(文海出版社、一九八八年)卷五「附廣西巡撫奏餘匪遁入越南咨商督師越境攻剿摺」同治七年七月二十四日。臣料各股匪不過中外交界一二里爲逋逃淵藪、忽入忽出、牽制我師、逞其乘隙騷擾之謀。

(92) 『大清穆宗毅(同治)皇帝實錄』(華聯出版社、一九六四年)卷二四五、同治七年十月癸酉。茲覽越南國王咨文、是其待援情形、實爲迫切。該國久列藩封、恭順有加、乃任內地匪黨擾及邊隅、何以副朝廷懷柔遠人之意。

(93) 『大南寔錄』正編第四紀卷五六、嗣德二十九年十二月の

- 條。
- (94) 『大南寔錄』正編第四紀卷四三、嗣德二十三年九月の條。朕以國計民生爲慮、於是命將出師、三道竝進、又有經略大臣爲之調度、不謂措施乖宜、坐聽滋蔓、動至借兵他國、虧體已多。
- (95) 『大南寔錄』正編第四紀卷四五、嗣德二十四年八月の條。
- (96) 川野明正『中國の「憑きもの」——華南地方の蠱毒と呪術的傳承』風響社、二〇〇五年、第六・七章參照。
- (97) 『大南寔錄』正編第二紀卷二〇一、明命二十年四月の條。同正編第二紀卷二二二、明命二十一年四月庚午の條。
- (98) 『大南寔錄』正編第二紀卷六七、明命十二年五月の條。帝謂禮部曰「觀他來文、逐層布敘、不過務爲體面之辭、且清國邊防、處分最重、故不得不彊爲文飾以蔽屬員而免吏議耳。……」
- (99) 井上裕正『清代アヘン政策史の研究』京都大學學術出版
- 會、二〇〇四年、第四章を參照。
- (100) 藏谷哲也「一七八六年英佛通商條約（イデーデン條約）」『四國大學紀要』四〇・二〇一三年。Antonella Alimento, Koen Stapelbroek (ed.), *The Politics of Commercial Treaties in the Eighteenth Century: Balance of Power, Balance of Trade*, Cham: Palgrave Macmillan, 2017.
- (101) 鈴木中正「黎朝後期の清との關係（一六八二—一八〇四）」（山本達郎編『ベトナム中國關係史——曲氏の抬頭から清佛戰爭まで』山川出版社、一九七五年）。
- (102) 『明清史料』庚編第二本「禮部」爲內閣抄出兩廣總督福康安等奏「移會、乾隆五十六年六月二十一日。
- (103) 『軍牘集要』卷六「軍務漸竣會籌善後事宜摺」。惟鎮安・太平二府所屬與越南國境犬牙交錯、處處可通、而泗城・南寧二府暨廣東之欽州亦多與徼外毘連、路徑紛歧、隨處可以一度越、非但由關隘而行、必須中外一體嚴防、方可禁絕。

achieve increased precision. Finally, we also hope that it will become a basic concept for establishing “Numismatic Archaeology in East Eurasia.”

BOUNDARIES AND BANDITS : CHINESE TRANSBORDER ACTIVITIES AND QING-NGUYEN RELATIONS IN THE 19TH CENTURY

MOCHIZUKI Naoto

During the second half of the 19th century, the Qing dynasty gradually strengthened its intervention into frontier areas and toward neighboring countries. This trend has been interpreted as a response to threatening Western countries and Japan in 1870s and 1880s, but the Chinese military intervention in Vietnam, which was later to become a crucial point of conflict with the French, was an exception conducted for the purpose of dealing with the growing insecurity in the Sino-Vietnamese border area from the late 1860s.

What then was the origin of the growing insecurity of Sino-Vietnamese border area? This paper thus examines the activities of Chinese bandits who straddled the Sino-Vietnamese border from 1820s to 1860s and attempts to pinpoint the origin of the anarchic situation in the border area.

In section 1, I explored the negotiations between the Qing dynasty and the Nguyen dynasty on the rebellion that broke out in 1828 and their impact. I note that the Nguyen dynasty refused a cross-border investigation by Qing officials, and as a result, the mastermind of the rebellion escaped arrest by the authorities, and the following year, another rebellion influenced by this case occurred.

In section 2, I address incidents of cross-border looting that were carried out from Tu Long 聚隆, a mining town in Vietnam, on the southern part of Yunnan province in 1851. In this case, Nguyen authorities who depended on Chinese mining shielded the marauders.

In section 3, I take up the “Huong Nghia Bang” 向義幫 that was re-formed by the Chinese bandits who had surrendered to the Nguyen dynasty in 1851. “Huong Nghia Bang” who maintained relations with anti-Qing rebels in Guangxi province, rose in rebellion within Vietnam in 1860s, and used the border to fend off attacks by the Nguyen’s troops sent to suppress them. Finally, the Nguyen dynasty, which had lost the power to suppress Chinese bandits, called for cross-border military intervention by the Qing.